

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2014年2月26日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいた日から2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 2 国名： ガーナ 担当： 人間開発部
案件名： 初中等教員の資質向上・管理政策制度化支援プロジェクト

1 契約予定期間：2014年4月下旬～2018年3月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外における教育行政に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

商社、建設業者、本件に関連する資機材製造部門を有するコンサルタント及び本件に関連する資機材メーカー

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2014年3月12日から2014年3月14日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2014年3月12日から2014年3月17日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2014年3月28日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 4月中旬
- (5) 契約交渉 : 4月中旬

5 業務の目的

ガーナにおいては、教育の量的拡大については着実に進捗しつつある一方で、その質の向上が残された大きな課題となっている。たとえば、2011年に実施された小学6年生向けサンプル学習状況調査(NEA)の結果では、英語の到達合格ラインとされる78.9%に対して基準到達率は35.3%、同じく算数では56.9%に対して16.1%と報告されており、両科目ともに習熟レベルは低い。また、中学2年生を対象とした国際数学・理科教育動向調査(TIMSS)2011 においては、全参加国(42ヶ国)のうち、数学、理科ともに最下位であった。

このような状況を踏まえ、現職教員の再訓練を含めた教員の資質向上と、地方分権化の流れを踏まえた教育行政運営改善が必要とされている。2011年にガーナ国教育省が策定したセクター開発計画でも、教育の質の改善が重点課題とされている。そして、同計画での6つの教育サブセクター政策のうちの1つとして、「初中等教員の資質向上・管理政策（以下「PTPDM政策」）」が謳われており、教員の資格や経験年数だけによるのではなく、教員の階梯（新任教員から校長まで）に応じた職務遂行を促し、それによって適切な人事管理を行うことが目標とされている。

このような背景から、ガーナ政府はPTPDM政策の具現化を目指した技術協力「初中等教員の資質向上・管理政策制度化支援プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）を日本政府に要請した。具体的には、初中等教員のキャリア階梯の設計や階層別研修（新任教員から校長まで）を行いつつ、教員管理（教員登録、研修履歴の更新など）のデータベース整備等を実施するものである。

なお、我が国は、2000年から2013年にかけて3つの技術協力プロジェクトを実施し、小学校理科における学習者中心型授業普及のため、「授業研究」を中心とする学校内での研修の実施モデル及びそのマニュアルの開発と全国普及を支援してきた。しかしながら、そこで開発された教員の研修プログラムが適切に活用されるためには、それらを教員へのインセンティブと組み合わせて教員の人事・育成・評価などを行うシステムの整備が必要である。本プロジェクトは既往プロジェクトと補完関係にあり、教員のキャリア階梯メカニズムの整備に取り組むものである。

(1) 上位目標

パイロット以外の郡において、キャリア階梯メカニズムが施行される。

(2) プロジェクト目標

キャリア階梯メカニズムが構築され、パイロット郡において必要な階層別研修が実施される。

(3) 期待される成果

- 成果1：キャリア階梯の枠組みを含むPTPDM政策実施計画案が更新される。
- 成果2：既存の教員データベースがキャリア階梯管理のために更新される。
- 成果3：必修とする研修コースが改訂/開発される。
- 成果4：上記の成果1～3がパイロットの結果を受けて更新される。

(4) 対象地域

5郡(都市、地方の州、及び貧困郡を含む)

*プロジェクトサイトの選定にあたっては、地理的、社会経済的観点に配慮し、要請書に記載されている南部の3郡(グレーター・アクラ州、セントラル州、イースタン州)に加え、北部貧困郡から2郡。

(5)関係官庁・機関
教育省(MOE)

6 業務の範囲及び内容

<全期間を通じての業務>

- (1)プロジェクト調整会議の定期開催
- (2)プログレスレポートの作成
- (3)成果品の関係者への共有(ワークショップの開催含む)
- (4)広報の計画・実施

【第1年次契約期間(2014年4月～2015年3月)】

- (1)ワークプランの作成・協議
 - (2)機材の調達
- <成果1関連>
- (1)関係者の職務、役割分担の明確化の支援。
 - (2)上記職務、役割分担に基づく必要な指示、通達等の作成・発出の支援
 - (3)既存のINSETの取り組みにかかる情報収集
 - (4)教員のキャリア階段のための評価基準改訂の支援
 - (5)広報の計画・実施の支援
- 成果2関連>
- (1)既存の教員データベースシステム改訂にかかる関係者との定期会合
 - (2)既存の教員データベースシステム改訂の実施・支援
- <成果3関連>
- (1)導入研修のニーズ調査実施・支援
 - (2)導入研修コースの開発
 - (3)導入研修教材の開発
 - (4)郡人材のための教員研修の実施・支援
 - (5)郡人材のための研修教材の開発
- <成果4関連>
- キャリア階段についての周知

【第2年次契約期間(2015年4月～2016年3月)】

- 第1年次契約に加え、実施する業務内容は以下のとおり。
- <成果1関連>
- パイロット郡(第1バッチ)の実施・支援
- <成果2関連>
- 第1年次の改善点を踏まえた教員データベースシステムの改訂
- <成果3関連>
- (1)導入研修コースの改訂
 - (2)導入研修教材の改訂
 - (3)郡人材のための研修教材の改訂
- <成果4関連>
- (1)郡人材の養成実施・支援(教員評価、研修受講履歴管理)
 - (2)研修受講者のモニタリング
 - (3)郡のモニタリング
 - (4)INSET関連活動の予算化策定・支援
 - (5)パイロット郡の進捗分析

【第3年次契約期間(2016年4月～2017年3月)】

- 第2年次契約に加え、実施する業務内容は以下のとおり。
- <成果1関連>
- パイロット郡(第2バッチ)の実施・支援
- <成果2関連>
- 教員データベースシステムの改訂(第2年次の改善点を反映)
- <成果3関連>
- 第2年次の<成果3関連>に改善点を反映。
- <成果4関連>
- 第2年次の<成果4関連>に改善点を反映。

【第4年次契約期間(2017年4月～2018年3月)】

- (1)プロジェクト業務完了報告書の作成・協議
- 第3年次契約に加え、実施する業務内容は以下のとおり。

< 成果 1 関連 >

パイロット郡(第3バッチ)の実施・支援

< 成果 2 関連 >

教員データベースシステムの改訂(第3年次の改善点を反映)

< 成果 3 関連 >

第3年次の<成果3関連> に改善点を反映。

< 成果 4 関連 >

第3年次の<成果4関連> に改善点を反映。

7 成果品等

- (1)ワークプラン(2014年4月下旬,2015年4月下旬,2016年4月下旬,2017年4月下旬)
- (2)プロジェクト進捗報告書(2015年3月上旬,2016年3月上旬,2017年3月上旬)
- (3)プロジェクト業務完了報告書(2018年3月上旬)
- (4)教員管理データベース(2018年3月上旬)
- (5)導入研修コースのコンテンツ(2018年3月上旬)
- (6)教員研修用教材(2018年3月上旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1)総括(評価対象予定者)
- (2)教員政策(評価対象予定者)
- (3)データベース(分析・デザイン)
- (4)研修立案
- (5)研修実施/モニタリング
- (6)業務調整/地方行政

9 特記事項

- (1)共同企業体の結成を認める予定。
- (2)2014年1月にR/D締結済み。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。